

建築物用途分類

第一章 建築物用途分類一般原則

第1項 建築物の定義

この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その他これらに類する施設をいう。

第2項 分類の構成

建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。

建築物の用途については大分類（居住専用・居住産業併用・産業用分類）（以下単に「大分類」という。）及び建築物の用途区分を設ける。また、大分類及び建築物の用途区分から使途を区分する。

第3項 建築物用途分類の内容

1 用途分類

この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占用される目的をいう。

建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。居住産業併用とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であるものをいう。

用途分類の大分類として、32 大分類を設ける。居住専用は住宅（家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物）と準住宅（一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物）の2区分とする。居住産業併用及び産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ15区分する。

また、建築物の用途区分として72区分を設ける。

2 使 途 区 分

産業用建築物について、7区分の使途を設ける。この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。

○ 事 務 所（使途区分 1）

机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。

○ 店 舗（使途区分 2）

卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。

○工場及び作業場（使途区分 3）

物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。

○ 倉 庫（使途区分 4）

物品を貯蔵又は保管する場所をいう。

○ 学校の校舎（使途区分 5）

教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。

○ 病院・診療所（使途区分 6）

医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。

○ そ の 他（使途区分 9）

上記使途区分1から6以外の産業用建築物をいう。

第4項 分類適用上の原則

1 分類の適用単位

分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。

2 建築物の用途の決定方法

建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判断し、大分類（建築工事届の「主要用途」欄）を決定する。次いで建築物の用途区分（建築工事届の「用途」欄）を決定する。

- (1) 居住専用、居住産業併用及び産業用の3区分を判定するに当たっては、居住用として占有されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが100%である場合は、「大分類A1. 居住専用住宅」又は「大分類A2. 居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類B1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B15. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物のいずれかに、20%未満である場合は、「大分類C1. 農林水産業用建築物」から「大分類C15. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。
- (2) 居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類A1. 居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類A2. 居住専用準住宅」に分類する。
- (3) 「大分類B1. 居住農林水産業併用建築物」及び「大分類B15. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類C1. 農林水産業用建築物」から「大分類C15. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の5、6に該当するものについては、他の居住産業併用及び産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類B11. 居住教育、学習支援業併用建築物」又は「大分類C11. 教育、学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類B12. 医療、

福祉用建築物」又は「大分類Ｃ１２．医療，福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舍、寮等は、「大分類Ａ２．居住専用準住宅」に分類する。

ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。

一構内における建築物群が単一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一つの構えとする。

(4) 修理業用建築物及び再生業用建築物は、「大分類Ｂ０３．居住製造業併用建築物」又は「大分類Ｃ０３．製造業用建築物」に分類する。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、「大分類Ｂ１３．居住その他のサービス業併用建築物」又は「大分類Ｃ１３．その他のサービス業用建築物」に分類する。

(5) 賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、「大分類Ｂ０９．居住不動産業併用建築物」又は「大分類Ｃ０９．不動産業用建築物」に分類する。

3 建築物の使途の決定方法

大分類（建築工事届の「主要用途」欄）及び建築物の用途区分（建築工事届の「用途」欄）により、別添の一覧表の分類にしたがって使途を決定する。

第二章 分類項目表

1. 大分類項目

A 0 1. 居住専用住宅

A 0 2. 居住専用準住宅

B 0 1. 居住農林水産業併用建築物

B 0 2. 居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物

B 0 3. 居住製造業併用建築物

B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物

B 0 5. 居住情報通信業併用建築物

B 0 6. 居住運輸業併用建築物

B 0 7. 居住卸売業，小売業併用建築物

B 0 8. 居住金融業，保険業併用建築物

B 0 9. 居住不動産業併用建築物

B 1 0. 居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物

B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物

B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物

B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物

B 1 4. 居住公務併用建築物

B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物

C 0 1. 農林水産業用建築物

C 0 2. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物

C 0 3. 製造業用建築物

C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物

C 0 5. 情報通信業用建築物

C 0 6. 運輸業用建築物

C 0 7. 卸売業，小売業用建築物

C 0 8. 金融業，保険業用建築物

C 0 9. 不動産業用建築物

C 1 0. 宿泊業，飲食サービス業用建築物

C 1 1. 教育，学習支援業用建築物

C 1 2. 医療，福祉用建築物

C 1 3. その他のサービス業用建築物

C 1 4. 公務用建築物

C 1 5. 他に分類されない建築物

2. 建築物の用途区分項目

- 08010 一戸建ての住宅
- 08020 長屋
- 08030 共同住宅
- 08040 寄宿舍
- 08050 下宿
- 08070 幼稚園
- 08080 小学校
- 08082 義務教育学校
- 08090 中学校、高等学校又は中等教育学校
- 08100 特別支援学校
- 08110 大学又は高等専門学校
- 08120 専修学校
- 08130 各種学校
- 08132 幼保連携型認定こども園
- 08140 図書館その他これに類するもの
- 08150 博物館その他これに類するもの
- 08152 美術館その他これに類するもの
- 08160 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
- 08180 保育所その他これに類するもの
- 08190 助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
- 08192 助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
- 08210 児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）
- 08220 児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
- 08230 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
- 08240 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
- 08250 診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
- 08260 病院
- 08270 巡査派出所
- 08280 公衆電話所
- 08290 郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
- 08300 地方公共団体の支庁又は支所
- 08310 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
- 08320 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が

指定する施設

- 08330 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
- 08340 工場（自動車修理工場を除く。）
- 08350 自動車修理工場
- 08360 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- 08370 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
- 08380 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
- 08390 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
- 08400 ホテル又は旅館
- 08410 自動車教習所
- 08420 畜舎
- 08430 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
- 08438 日用品の販売を主たる目的とする店舗
- 08440 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
- 08450 飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
- 08452 食堂又は喫茶店
- 08456 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 08458 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

- 08460 物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
- 08470 事務所
- 08480 映画スタジオ又はテレビスタジオ
- 08490 自動車車庫
- 08500 自転車駐車場
- 08510 倉庫業を営む倉庫
- 08520 倉庫業を営まない倉庫
- 08530 劇場、映画館又は演芸場
- 08540 観覧場
- 08550 公会堂又は集会場
- 08560 展示場
- 08570 料理店
- 08580 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
- 08590 ダンスホール
- 08600 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
- 08610 卸売市場
- 08620 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- 08630 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
- 08640 農業の生産資材の貯蔵に供するもの
- 08650 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- 08990 その他）

3. 使途区分項目

- 1 事務所
- 2 店舗
- 3 工場及び作業場
- 4 倉庫

- 5 学校の校舎
- 6 病院・診療所
- 9 その他

大分類 A 0 1 . 居住専用住宅

総 説

居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。

大分類 A 0 2 . 居住専用準住宅

総 説

居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。

大分類 B 0 1 . 居住農林水産業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「A. 農業, 林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。

大分類 B 0 2 . 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。

大分類 B 0 3 . 居住製造業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）

大分類 B04. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。

大分類 B05. 居住情報通信業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。

大分類 B06. 居住運輸業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業、郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。

大分類 B07. 居住卸売業、小売業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業、小売業」の用に供される建築物をいう。

大分類 B08. 居住金融業、保険業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「J. 金融業、保険業」の用に供される建築物をいう。

大分類 B 0 9 . 居住不動産業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業, 物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。

大分類 B 1 0 . 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業, 飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。

大分類 B 1 1 . 居住教育, 学習支援業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「O. 教育, 学習支援業」の用に供される建築物をいう。

大分類 B 1 2 . 居住医療, 福祉併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「P. 医療, 福祉」の用に供される建築物をいう。

大分類 B 1 3 . 居住その他のサービス業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業, 郵便業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、K. 不動産業, 物品賃貸業」のうち中分類「70. 物品賃貸業」、

「L. 学術研究，専門・技術サービス業」、「N. 生活関連サービス業，娯楽業」、「Q. 複合サービス事業又はR. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。

大分類 B 1 4. 居住公務併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。

大分類 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物

総 説

産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

大分類 C 0 1. 農林水産業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「A. 農業，林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 0 2. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業，採石業，砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 0 3. 製造業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の

中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）

大分類 C 0 4 . 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 0 5 . 情報通信業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 0 6 . 運輸業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 0 7 . 卸売業，小売業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業，小売業」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 0 8 . 金融業，保険業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「J. 金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 0 9 . 不動産業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業, 物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。

大分類 C 1 0 . 宿泊業, 飲食サービス業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「M. 宿泊業, 飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 1 1 . 教育, 学習支援業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「O. 教育, 学習支援業」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 1 2 . 医療, 福祉用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「P. 医療, 福祉」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 1 3 . その他のサービス業用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業, 郵便業」のうち中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」、「K. 不動産業, 物品賃貸業」のうち中分類「70. 物品賃貸業」、「L. 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N. 生活関連サービス業, 娯楽業」、「Q. 複合サービス事業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 1 4 . 公務用建築物

総 説

日本標準産業分類の大分類「S . 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 1 5 . 他に分類されない建築物

総 説

前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

使途区分一覧表

別 添

建築物の用途区分 (建築工事届の「用途」欄)	記号	使途区分							備考
		事務所	店舗	工場及び 作業所	倉庫	学校の校 舎	病院・診 療所	その他	
一戸建ての住宅	08010								※建築工事届の「主要用途」欄が居住専用建築物、居住産業併用建築物の場合は使途を区分しない。
長屋	08020								
共同住宅	08030								
寄宿舎	08040								
下宿	08050								
幼稚園	08070					○			
小学校	08080					○			
義務教育学校	08082					○			
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090					○			
特別支援学校	08100					○			
大学又は高等専門学校	08110					○			
専修学校	08120					○			
各種学校	08130					○			
幼保連携型認定こども園	08132					○			
図書館その他これに類するもの	08140							○	
博物館その他これに類するもの	08150							○	
美術館その他これに類するもの	08152							○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160							○	
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170							○	
保育所その他これに類するもの	08180							○	
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190							○	
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192							○	
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210							○	
児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220							○	
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230							○	
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240						○		
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250						○		
病院	08260						○		
巡査派出所	08270	○							
公衆電話所	08280							○	
郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290							○	
地方公共団体の支庁又は支所	08300	○							
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310							○	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320							○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	○							
工場(自動車修理工場を除く。)	08340			○					
自動車修理工場	08350			○					
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360							○	
ボリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370							○	
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380					○		○	建築工事届の主要用途の区分が「教育、学習支援業」の場合は使途を「学校の校舎」に分類し、それ以外の場合は使途を「その他」に分類。
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390							○	
ホテル又は旅館	08400							○	
自動車教習所	08410							○	
畜舎	08420							○	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430							○	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438		○						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440		○						
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450		○						
食堂又は喫茶店	08452		○						
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456		○					○	建築工事届の主要用途の区分が「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の場合は使途を「店舗」に分類し、それ以外の場合は使途を「その他」に分類。
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	○							
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460		○						
事務所	08470	○							
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480							○	
自動車車庫	08490							○	
自転車駐車場	08500							○	
倉庫業を営む倉庫	08510				○				
倉庫業を営まない倉庫	08520				○				
劇場、映画館又は演芸場	08530							○	
観覧場	08540							○	
公会堂又は集会場	08550							○	
展示場	08560							○	
料理店	08570		○						
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580		○						
ダンスホール	08590							○	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600							○	
卸売市場	08610							○	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620							○	
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630							○	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640							○	
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	08650		○						
その他	08990							○	